

手続き

福祉総合窓口	84
コンビニ収納	85
戸籍と住所	86
パスポート（旅券）	90
国民健康保険	91
国民年金	93
税金	94

手続き



福祉総合窓口

福祉総合窓口

市役所では分野ごとに担当課を配置し、窓口職員が個別専門的に来庁される市民からのご相談や手続きの受け付けをしていますが、福祉総合窓口では、福祉に関する窓口機能を集約し、さまざまな相談や手続きが一つの窓口でできるようになりました。

各種手続きやサービスに繋げる総合的な窓口対応

ご要望やご相談をお伺いして、適切なサービス提供を行います。

国民健康保険

障がい者福祉

医療費助成
(ひとり親家庭医療費は除く)

後期高齢者医療保険

高齢者福祉

介護保険

国民年金

児童手当

※一部の手続きは担当課へご案内する場合があります。

※住民異動に伴い必要となる手続きは、今までどおり市民課総合窓口センターで取り扱います。

専門相談員による相談窓口を併設

専門知識を有した相談員が個別具体的な相談対応を行います。

電話による相談も行っています。お気軽にご相談ください。

高齢者相談

障がい者総合相談

保育・幼稚園相談
(保育所・幼稚園の情報提供)

自立相談支援※

☎ 948-6593

☎ 943-6307

☎ 948-6774

☎ 948-6875

FAX 932-7553

FAX 943-6688

FAX 934-1021

FAX 943-6688

※生活する上で経済的に困っている方のための相談窓口です。



生活福祉資金相談

※市社会福祉協議会が相談

☎ 941-4232

FAX 943-6688



福祉総合窓口 別館 1F

☎ 948-6823 FAX 932-7553

コンビニ収納

市県民税など下記の12種類は、これまでの金融機関や市役所窓口などに加え、コンビニエンスストアでも納めることができます。コンビニエンスストアでの納付は、市内はもとより日本全国、休日、早朝、夜間を問わず、店舗営業時間内であれば利用可能です。

●市県民税	●固定資産税	●軽自動車税
●国民健康保険料	●介護保険料	●後期高齢者医療保険料
●保育料	●市営住宅使用料	●市営住宅駐車場使用料
●母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	●奨学資金貸付金返還金	●上下水道料金

利用できるコンビニエンスストア（五十音順）

MMK設置店 (マルチメディアキオスク)	くらしハウス	コミュニティ・ストア	サークルK	サンクス
スリーエイト	スリーエフ	生活彩家	セイコーマート	セーブオン
セブン-イレブン	タイイー *	デイリーヤマザキ	ニューヤマザキ デイリーストア	ハセガワストア*
ハマナスクラブ	ファミリーマート	ポプラ	ミニストップ	ヤマザキスペシャル パートナーショップ
ヤマザキ デイリーストア	ローソン	ローソンストア100		

(注)上下水道料金は*印の付いているコンビニでは納めることができません。

■コンビニで取扱いできない納付書

- バーコードが印字されていない納付書
- 1件当たりの金額が30万円を超えている納付書
- 納付期限を過ぎた納付書
- 破損や汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書
- 金額や氏名などが訂正されている納付書

※該当する場合は、金融機関や市役所（各支所）などで納めてください。ただし、金額や氏名などが訂正されている場合は、市役所担当課までご連絡ください。

■納付時の注意等

- 納付書は納期ごと一枚ずつのもの（単票形式）になります。コンビニとの取り決めにより納期順に綴ること（冊子形式）ができませんので、納期をよく確かめて対象の納付書のみを提出して納めてください。
- ハガキ形式の納付書は、納付者住所が記載されている部分を切り離してから納付してください。
- 納付した際にコンビニから受け取る「押印済みの『領収証書』」や「レシート」は納付した重要な証拠になりますので大切に保管してください。

市県民税、固定資産税、軽自動車税について **納税課** 本館2F ☎ 948-6271

国民健康保険料について **国保・年金課** 別館3F ☎ 948-6368・6864

介護保険料について **介護保険課** 別館2F ☎ 948-6966・6919

後期高齢者医療保険料について **高齢福祉課** 別館2F ☎ 948-6371



保育料について **保育・幼稚園課** 別館2F ☎ 948-6412・6882

市営住宅・市営住宅駐車場使用料について **住宅課** 本館7F ☎ 948-6502

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について **子育て支援課 家庭・子育て相談室** 別館4F ☎ 948-6749

奨学資金貸付金返還金について **学校教育課** 第4別館3F ☎ 948-6869

上下水道料金について **ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所** 竹原2丁目7-30 ☎ 915-0311

会計事務局 本館4F ☎ 948-6244

※本文中にある「コンビニ」とは、「コンビニエンスストア」の略語であり、同義です。

手続き



コンビニ収納



お問い合わせ



対象



手続き受付時間、
定休日など



料金・
支給額など



利用時間



休館・
休園

時間延長のお知らせ

● 受付時間を延長する日

毎週木曜日 8:30~19:00
(祝日・年末年始を除く)

毎月第2土曜日 8:30~17:00

● 開設場所

松山市役所 総合窓口センター (本館1階/市民課)
松山市二番町四丁目7-2


● 取扱業務

印鑑登録、マイナンバーカード、通知カード、住所変更、戸籍の届出などと、それに関連する国民健康保険、医療助成、国民年金、児童手当、市立小中学校の転校など
※戸籍届(婚姻・出生・死亡など)は、受領(お預かり)となるため関連する手続きが完了しない場合もあります。
※他市区町村、市役所の他の窓口は開いておりませんので、取り扱いできない手続きもあります。税金などのお支払いもできません。あらかじめご了承ください。

窓口での本人確認にご協力を!

虚偽の届出や不正な証明書取得を防止するため、市民課および各支所などでは、各種届出などの手続きや証明書の請求のときに、窓口に来られた方の本人確認を実施しています。必ず、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類をお持ちください。


また、代理の方が窓口に来るときには、委任状が必要となる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、市民課までお問い合わせください。

 **市民課(総合窓口センター)** 本館1F
☎ 948-6337

戸籍と住所

戸 籍

戸籍に関する届け出は?

 **市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー** 本館1F
☎ 948-6344 FAX 934-1801


戸籍の証明が必要なときは?

戸籍謄本・抄本および身分証明書など戸籍関係の証明は、本籍地の市区町村に申請してください。

市内に本籍のある方は、市民課、各支所、出口出張所、北条支所出張所(浅海・立岩・河野・粟井)、各市民サービスセンターで申請をしてください。

ただし、北条支所出張所では即日交付はできません。

市外に本籍のある方は、だれの、何が、どんな目的で必要か、本籍・筆頭者・続柄などを書いた便せんなどと、手数料(郵便局の定額小為替)、返信用の切手・封筒・本人確認書類を添えて、本籍地の市区町村へ申請してください。なお、手数料などその他の詳細は、請求する市区町村にお問い合わせください。

 **市民課(総合窓口センター)証明発行コーナー** 本館1F
☎ 948-6342 FAX 934-1801

手続き



戸籍と住所

届出の名称	届出の期間	届出する人	届出の場所	用紙	届出に必要なもの
出生届	出生した日から14日以内	父または母	生まれた所または住所地、本籍地の市区町村	市民課、各支所にあります	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生証明書(出生届と同じ用紙) ● 印鑑 ● 通帳(口座番号が分かるもの) ● 母子健康手帳 ● 健康保険被保険者証
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親 族	死亡した所または住所地、本籍地の市区町村		<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡診断書(死亡届と同じ用紙) ● 印鑑 ● 国民健康保険被保険者証または後期高齢証(加入者のみ) ● 国民年金手帳(加入者のみ)
婚姻届	任意	婚姻する2人	2人のいずれかの住所地または本籍地の市区町村		<ul style="list-style-type: none"> ● 2人の旧姓の印鑑 ● 戸籍謄本(届出地が本籍地以外の場合) ● 成年者の証人2人が必要・未成年者は父母の同意書も必要
転籍届	任意	戸籍の筆頭者および配偶者	住所地・現本籍地または新本籍地の市区町村		<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍謄本(他の市町村に転籍をする場合) ● 印鑑(筆頭者と配偶者は別々の印)
離婚届	(協議による離婚) 任意 ※裁判離婚(和解・調停・認諾・審判・判決による離婚)は、成立・確定した日から10日以内	夫および妻 ※裁判離婚は申立人	夫・妻いずれかの住所地または本籍地の市区町村		<ul style="list-style-type: none"> ● 夫、妻の印鑑(別々のもの) ● 戸籍謄本(届出地が本籍地以外の場合) <協議による離婚> 成年者の証人2人が必要 <裁判離婚> <ul style="list-style-type: none"> ● 申立人の印鑑 ● 和解、調停、認諾…調書の謄本 ● 審判…審判書の謄本、確定証明書 ● 判決…判決書の謄本、確定証明書

住民票



市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー 本館1F

☎ 948-6337 FAX 934-1801

住民票に関する届け出は？

届け出の名称	届け出の期間	届け出する人	場所	届け出に必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	本人または世帯主および代理人※1	市民課、各支所、サービスセンターではできません※2	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所の市区町村で発行した転出証明書 ●国民年金手帳(加入者のみ) ●印鑑 ●在留カードなど(外国人のみ※3) ●住民基本台帳カード(発行者のみ) ●マイナンバーカード
転出届	あらかじめ転出前に			<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ●印鑑 ●在留カードなど(外国人のみ※3) ●住民基本台帳カード(発行者のみ) ●マイナンバーカード
転居届	転居した日から14日以内			●転出届と同じ
変更届 (世帯主を変えたり、世帯を分けたり、合併したとき)	変更した日から14日以内			<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ●印鑑

- ※1 代理人が届出をする場合は、委任状が必要です。
- ※2 外国人を含む届出は、市民課のみの受付となります。
- ※3 外国人の場合は、世帯主との続柄を証明する文書およびその訳文が必要となる場合があります。

住民票の写しが必要なときは？

不動産登記や運転免許などの手続きのとき、住所・氏名・生年月日などを証明するものです。市民課、各支所、出口出張所、北条支所出張所(浅海・立岩・河野・栗井)、各市民サービスセンターで申請してください。

※住民票の写しは、原則として「本籍、筆頭者」「世帯主続柄」「住民票コード」「個人番号」を省略して交付します。



市民課(総合窓口センター)証明発行コーナー 本館1F

☎ 948-6342 FAX 934-1801

各種証明手数料は

市民課(総合窓口センター) ☎ 948-6337 本館1F

種別	単位	金額	種別	単位	金額
戸籍全部・個人事項証明	1通	450円	住民票記載事項証明書	1通	250円
戸籍(謄・抄本)	1通	450円	印鑑登録証	1件	300円
除籍全部・個人事項証明	1通	750円	印鑑登録証明書	1通	300円
除籍(謄・抄本)	1通	750円	身分証明書	1通	300円
戸籍届書記載事項証明書	1通	350円	転出証明書		無料
戸籍届受理証明書	1通	350円	固定資産課税台帳記載事項証明書	1通	300円
上質紙の受理証明書	1通	1,400円	納税証明書	1通	300円
戸籍の附票写し	1通	300円	市県民税課税(所得)証明書	1通	300円
住民票写し(全部・一部)	1通	300円	軽自動車納税証明書(継続検査用)		無料

※税などの証明書で確認が必要な場合は、各担当課でお取り扱いとなる場合があります。

住民票の広域交付は？

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、全国どこの市区町村でも運転免許証またはマイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳などの顔写真つき本人確認書類を提示することで、本人および同一世帯員の住民票の写しの交付が受けられます。

詳しくは市民課までお問い合わせください。

- **受付場所** 市民課、各支所、出口出張所、各市民サービスセンター
- 🕒 **受付時間** 平日 9:00~16:30 (左記時間外の受付はできません)
- 💰 **手数料** 300円(松山市で請求する場合です。)

松山市以外で請求するときは、その市区町村が定めた手数料が適用されます)

● その他

- この写しは、戸籍の表示(本籍・筆頭者)や住所の履歴は記載されません。
- 松山市に住民登録をしている方は、松山市でこの写しを請求できません。
- この写しは、転出や死亡による除かれた住民票は交付できません。



市民課(総合窓口センター)証明発行コーナー 本館1F

☎ 948-6342 FAX 934-1801

手続き



戸籍と住所



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、定休日など



料金・支給額など



利用時間



休館・休園



マイナンバーカードは？

- **申請** は 地方公共団体情報システム機構にしてください。申請書を郵送するか、スマートフォン、又はインターネットで申請できます。
※郵便での申請書は市民課、各支所にあります。
※市民課前のフロアには直接申請できる証明写真機もあります。
- **交付場所は** 市民課
- ▼ **受付時間は** 平日 8:30~16:30
平日木曜日 8:30~18:30
第2土曜日 8:30~16:30
- ▼ **交付** は 原則本人による受け取りです。
※15歳未満の方又は成年被後見人の方は法定代理人の同行が必要です。その他代理人による受け取りの場合は、市民課までお問い合わせください。
- ▼ **手数料** は 初回交付のみ無料（再交付は800円）
- **必要なものは** ①交付通知書（マイナンバーカードの用意ができたことをお知らせするはがき）、②通知カード、③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）、④本人確認書類（運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳など）
※なお、詳しくは市民課までお問い合わせください。
- **有効期限** は 20歳以上の場合は発行の日から10回目の誕生日まで、20歳未満の場合は発行の日から5回目の誕生日までです。また、外国人の場合で、在留期間満了日が定められている方は、当該満了日までとなります。
- **住民基本台帳カード** は 平成28年1月からマイナンバーカードの発行が開始されたことに伴い、住民基本台帳カードの発行は終了しましたが、有効期間内の住民基本台帳カードで、マイナンバーカードを取得するまではご利用できます。

市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー 本館1F
☎ 948-6569 FAX 934-1801

転入転出の特例は？

住民基本台帳カード又はマイナンバーカードをお持ちの方は、あらかじめ住民登録している市区町村の窓口などで『特例転出』を行えば、転入地の市町村にカードを持参することで「転出証明書」の交付無しに転入手続きができます。ただし、異動日（新住所に住み始めた日）から14日以内もしくは転出予定日から30日以内のいずれか早い日に手続きが出来ることが条件です。手続きには、カードに設定した暗証番号（数字4桁）が必要です。詳しくは下記担当までご連絡ください。

市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー 本館1F
☎ 948-6337 FAX 934-1801

電子証明書は？

インターネットを通じて行政などを行うときに、本人からの申請であることを証明するものです。e-Taxなどで利用する「署名用電子証明書」とインターネットサイトなどにログインする際に利用する「利用者証明用電子証明書」の2種類があります。

- **申請場所は** 市民課（支所では手続きできません）
- ▼ **受付時間は** マイナンバーカードと同じです。
- ▼ **手数料** は 原則無料（ただし、紛失等によるマイナンバーカードの有料再交付と同時発行の場合は、200円）
- **申請** は 原則、松山市に住民登録されていて、有効なマイナンバーカードをお持ちの方が申請できます。
- **必要なものは** マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、事前の申請が必要です。（左側の「マイナンバーカードは？」を参照ください。）
- **有効期限** は 新規発行の日から5回目の誕生日まで
※ただし、マイナンバーカードが失効した場合など、有効期限前に失効する場合があります。
- **住民基本台帳カードに格納されている電子証明書** は 有効期限までは使用できます。ただし、有効期限内でも住所や氏名に変更があった場合などは失効します。失効後は、住民基本台帳カードに電子証明書の新規格納はできません。

市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー 本館1F
☎ 948-6337 FAX 934-1801

印鑑登録

印鑑登録証明書や登録印鑑は、さまざまな契約や不動産登記、自動車の登録などに使われる大切なものです。

印鑑登録をするときは？


- **印鑑登録の申請場所** 市民課、各支所、出口出張所、北条支所出張所（浅海・立岩・河野・粟井）
- ☺ **印鑑登録のできる人** 松山市に住民登録がある方。
ただし15歳未満の方や成年被後見人、自分の意思で申請できない人は登録ができません。
登録できる印鑑は1人1個です。1つの印鑑を、複数の方が登録することはできません。
- ▼ **登録方法と必要なもの** 即日登録を受けるためには、登録しようとする本人が、登録したい印鑑と、官公署発行の顔写真つきの本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどで有効期限内のもの）を持参する必要があります。
規定の本人確認書類がない場合は、松山市で印鑑登録をされている20歳以上の人に保証人となっていていただきます（保証人の登録印鑑と印鑑登録証が必要）。規定の本人確認書類もなく保証人もいない場合は、

登録する本人あてに照会書を郵送し、意思・所在確認をするため、登録に5～10日間程度かかります。

- **代理人による登録申請** 本人申請が原則ですが、やむを得ない理由により本人申請ができない場合は、代理人による申請ができます。ただし、登録者本人へ照会書などを郵送し、意思・所在確認するため、登録は5～10日間程度かかります。代理人登録申請は、登録される方の印鑑（登録したい印鑑）と委任状（代理権授与と通知（疎明）書）と窓口に来られる方の認印および本人確認書類（運転免許証・医療保険証など）が必要です。
- **窓口での本人確認** 窓口で照会書・回答書を持参していただくときに、登録者本人と窓口に来た方の両方の本人確認書類（運転免許証、パスポート、医療保険証、年金証書・手帳、介護保険証などで有効期限内のもの）の提示が必要です（本人分についてはコピー可）。ご理解とご協力をお願いします。

登録できない印鑑


- ① 住民基本台帳に記載されている氏名以外の文字を表しているもの
 - ② 変形しやすいもの（ゴム印など）
 - ③ 機械彫りで同一印影が多いもの
 - ④ 印影が不鮮明なものや文字が判読できないもの
 - ⑤ 印影の大きさが一辺8mmの正方形に収まるものまたは25mm以下の正方形に収まらないもの
 - ⑥ 輪郭のないものあるいは著しく欠けているもの
 - ⑦ 龍紋、唐草模様、家紋、ローマ字などを氏名の周りに組み合わせたもの
- ※ 上記以外の印鑑でも登録できない場合がありますので、詳しくは市民課印鑑担当(948-6338)へお問い合わせください。

 **市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー** 本館1F
☎ 948-6338 FAX 934-1801

印鑑登録証明書の発行は？


印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証（カード）と本人確認書類（運転免許証など）を必ず持参し、市民課・各支所・出口出張所・北条支所出張所（浅海・立岩・河野・栗井）・各市民サービスセンターで申請してください。

代理人が申請する場合も、申請者本人の登録証（カード）と、代理人の本人確認書類が必要です（委任状は不要ですが、正確な住所・氏名・生年月日の記入が必要です）。登録印のみお持ちいただいても証明書は発行できません。

 **市民課(総合窓口センター)証明発行コーナー** 本館1F
☎ 948-6338 FAX 934-1801


登録証・登録印を無くしたときは？

登録証を無くしたときは登録印を、登録印を無くしたときは登録証（カード）と認印を持参して市民課・各支所で亡失届を出してください。いずれの場合も、本人確認書類（運転免許証、医療保険証など）が必要です。なお、印鑑登録証明書が必要な場合は、新規登録が必要となりますので、『印鑑登録をするときは？』をご参照ください。

 **市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー** 本館1F
☎ 948-6338 FAX 934-1801

印鑑登録を廃止したいときは？

登録証（カード）と登録印、本人確認書類（運転免許証、医療保険証など）を持参して市民課・各支所で廃止届を出してください。再登録や印鑑を新調する場合は、新規登録の手続きが必要となりますので、『印鑑登録をするときは？』をご参照ください。

 **市民課(総合窓口センター)届出受付コーナー** 本館1F
☎ 948-6338 FAX 934-1801

特別永住者手続き

特別永住者に関する届け出は？

特別永住者証明書に記載されている事項が変更になっ

た場合は、市役所を経由して法務大臣に届け出が必要です。
※中長期在留者は、入国管理官署での手続きです。

 **市民課(総合窓口センター)外国人コーナー** 本館1F
☎ 948-6053 FAX 934-1801

届け出の種類	届け出の期間	届け出をする人	場所	用紙	届け出に必要なもの
特別永住許可申請（出生したとき）	出生した日から60日以内	代理義務者または代理人（※）	市民課外国人コーナー	市 民 課	● 父または母の特別永住者証明書 ● 出生届記載事項証明書 ● 出生子の住民票 など
特別永住者証明書の有効期間更新申請	原則、有効期限の2カ月前から有効期限まで	本人、代理義務者または代理人（※）			● 特別永住者証明書 ● 写真1枚（縦4cm、横3cm） ● 旅券（交付を受けている方のみ） ● 委任状（代理人の場合） など
特別永住者証明書の再交付申請（紛失など）	紛失などに気付いてから14日以内	同上			● 写真1枚（縦4cm、横3cm） ● 旅券（交付を受けている方のみ） ● 委任状（代理人の場合） ● 紛失を証明する警察の書類など

※代理人が申請する場合は、外国人コーナーまでお問い合わせください。



戸籍と住所



お問い合わせ



対象



手続き受付時間、定休日など



料金・支給額など



利用時間



休館休園

パスポート(旅券)

松山市に住民票がある方は、松山市パスポートセンターで手続きとなります。

申請から受け取りまで、約1週間(祝日を除く)かかりますので、早めに手続きをしてください。

代理人が申請できますが、申請書に不備があると受付

できませんので、事前にご相談ください。

受け取りは必ずご本人がお越しください。

- ▼ **業務日** 年末年始を除く毎日
- ▼ **受付時間** 申請 9:00~17:30
受け取り 9:00~18:00

パスポートセンター(宮西一丁目)

(フジグラン松山別棟2F)

☎ 926-3330 FAX 925-9968

▼ パスポートの申請に必要な書類の一例(詳しくは、お問い合わせください)

1 一般旅券発給申請書 1通	松山市パスポートセンター、市民課、各支所、各サービスセンターにあります。
2 戸籍謄本又は抄本 1通 ・6カ月以内に発行されたもの	有効なパスポートをお持ちの方の申請で、旅券の氏名、本籍の都道府県名、性別に変更がなければ省略できます。(未成年の方の申請は省略できない場合もあります。)同一戸籍内の複数の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通でかまいません。松山市に本籍がある人は、申請時にとることができます。
3 写真 1枚 ・6カ月以内に撮影したもの ・規格を満たしたもの	パスポートに転写され、本人確認に使用される写真ですので、不適当な写真では受付できません。
4 本人確認書類 (コピーは不可)	1点でよいもの(有効パスポート、運転免許証、マイナンバーカードなど)と、2点必要なもの(健康保険証、年金手帳、年金証書など)があります。
5 前回取得したパスポート	有効期間内のパスポートは必ず必要です。失効している場合も確認しますので、お持ちください。
6 その他	旅券発給に必要な事項が十分確認できない場合は、その他の書類の提出を求められることがあります。

手続き



パスポート(旅券)

市民サービスセンター

休日の証明書の発行は?

住民票の写しなど各種証明書を発行する「市民サービスセンター」を、松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋で開設しています。

土・日・祝日など市役所の閉庁日でも、各種証明書の交付や市立図書館の図書返却などができます。

● サービス内容

戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明

書、除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本、戸籍届受理証明書、戸籍の附票写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、身分証明書、税証明書の発行、市立図書館の図書返却、市県民税、固定資産税、軽自動車税(納期限までに納付するものに限る)および保育料、市立延長保育料、市立保育所一時預かり保育料、地域型保育利用料(納期限までに納付するものに限る)、ふるさと納税(笑顔広がる松山応援寄附金)の収納業務



市民サービスセンター

(松山三越7F・フジグラン松山別棟2F・いよてつ高島屋南館2F)

▼ 利用時間

場 所	松山三越7F	フジグラン松山別棟2F	いよてつ高島屋南館2F
時 間	10:00~18:00	9:00~18:00	10:00~18:00
休 業 日	毎週月曜日	—	毎週火曜日
電 話	☎921-9911	☎926-9911	☎941-9911
ただし、12月29日~1月3日は休みます			

国民健康保険

国民健康保険のマイナンバーが必要な申請や届け出

マイナンバーの利用開始に伴い、下記手続きの際は、世帯主の通知カードなど『マイナンバーが確認できる書類』と窓口に来られる人の運転免許証などの『身元確認書類』をお持ちください。



マイナンバー
キャラクター
「マイナちゃん」

①国保に入る、やめるなど	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険被保険者関係届書 (取得・喪失・変更) ●再交付申請書 ほか 	
②給付を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●高額療養費支給申請書 ●出産育児一時金支給申請書 ●葬祭費支給申請書 ほか 	
③保険料に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●特例対象被保険者等にかかる届出書 (非自発的失業者への軽減) ほか 	

松山市 国保

検索

国民はだれでも必ず公的健康保険に加入し、保険給付を受けることになっています。

国民健康保険（以下、国保）は、私たちが病気やけがをして医療機関を受診したときに経済的な負担を少しでも軽くし、安心して治療が受けられる大切な制度です。

国保には、①職場の健康保険や共済組合などの加入者

②生活保護受給者③後期高齢者医療制度加入者を除き必ず加入しなければなりません。



国保・年金課 資格担当 別館3F (3番窓口)

電話 948-6363 FAX 934-2631

こんなときは14日以内に届け出を (★マイナンバーが必要です (先述))

- 国保に入るとき ※加入の届け出が遅れた場合、国保料をさかのぼって計算します。

こんなときは	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	健康保険の喪失証明書、印鑑
他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	国保証、印鑑 (世帯主) ※出産育児一時金は別途必要書類あり

- 国保をやめるとき

こんなときは	届け出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	国保証、職場の健康保険証 (カードタイプの場合は全員分)
他の市区町村へ転出するとき	国保証、印鑑
被保険者が死亡したとき	国保証、印鑑※葬祭費は別途必要書類あり

国保料は？

国保料の納付義務者は、国保の加入者がいる世帯の「世帯主」と定められています。

●国保料の決定方法は？

国保料は、「医療分」と「支援分」(0歳～74歳の人「後期高齢者医療制度」を支援するための国保料)と「介護分」(40歳～64歳の人「介護保険制度」を支えるための国保料)で構成されています。

それぞれ前年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額に料率をかけて計算する「所得割額」、国保加入者1人あたりにかかる「均等割額」、1

世帯あたりにかかる「平等割額」の合計により国保料を決定します。

※国保料の最高限度額は、「医療分：54万円」「支援分：19万円」「介護分：16万円」となります。

※他市区町村から転入された人は、転入前の住所地への所得照会により国保料が変更される場合があります。

●国保料の納付方法は？

国保料の納付は、年間分を6月から翌年3月までの年10回で納める普通徴収(納付書払いまたは口座振替)となります。

また、65歳～74歳で諸条件に該当した人は年金の支



国民健康保険



お問い合わせ



対象



手続き受付時間、定休日など



料金・支給額など



利用時間



休館休園




給月(偶数月)の年6回で納める特別徴収(年金天引き)となります。ただし、手続きすることにより年金天引きから口座振替に納付方法を変更することができます。

 **国保・年金課 賦課担当** 別館3F(2番窓口)
 948-6365  934-2631

高齢受給者医療制度は?

国保加入者で70歳~74歳の人を対象です。医療機関等にかかるときは国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証が必要です。

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証に記載されています(1割、2割、または3割)。なお、70歳を迎えられる誕生月の翌月(1日生まれの方はその月)からの適用になります。

 **国保・年金課 資格担当** 別館3F(3番窓口)
 948-6363  934-2631

支給と助成

高額療養費は?

国保加入者が、医療機関で治療を受け、1カ月(1日から末日まで)の医療費の自己負担額が、一定額(自己負担限度額)を超えるときは、超えた額を高額療養費として支給します(自己負担額の計算方法は年齢や所得の状況によって変わります。また、食事代、差額ベッド代や保険のきかない治療は対象になりません)。

● 高額療養費の支給要件は

入院・外来別(医療機関ごと、医科・歯科別)の1カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき。

● 高額療養費の申請は(★マイナンバーが必要です(先述))

国保証、印鑑、領収書、預金口座番号が分かるものを持参の上、国保・年金課または各支所、出張所で申請してください。

なお、医療機関窓口での支払いを容易にするために、次の制度があります。

● 限度額適用認定証の交付(★マイナンバーが必要です(先述))

国保加入者が、入院や外来などで医療費が高額になる場合、限度額適用認定証の交付を受けていれば、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額におさえられます。

この制度の適用を受けるには、あらかじめ限度額適用認定証の交付が必要となりますので、国保・年金課または各支所・出張所で申請してください(70歳未満の人で国保料に滞納がある場合、本証の交付は受けられません)。

なお、本証を利用したときでも、世帯合算などで高額療養費が発生する場合があります。該当する方にはお知らせしますので手続きをお願いします。

● 限度額適用認定証の交付対象者



- 70歳未満の人、または70歳~74歳で市民税非課税

世帯の人(70歳~74歳で市民税課税世帯の人は、国保証を医療機関窓口に表示するだけで、自己負担限度額が適用されます)

- 国保料を滞納していない人

● 必要なもの

- 国保証
- 国保料領収書(交付申請時に納めた場合や、納期限を過ぎて納めた場合でおおむね1週間たっていないとき)

 **国保・年金課 給付担当** 別館3F(5番窓口)
 948-6361  934-2631

出産育児一時金・葬祭費の支給は?

国保に加入している人が、出産したときは出産育児一時金を、死亡したときは葬祭費を、それぞれ支給します。

● 出産育児一時金(★マイナンバーが必要です(先述))


- 世帯主に404,000円を支給します。
 - 妊娠85日以上の子死産を含みます。
 - 産科医療補償制度に加入し、出産した場合は16,000円を加算します。
 - 職場の健康保険などで出産育児一時金に相当する給付を受ける場合は支給できません。
- 出産費用の直接支払制度(手続きについては、病院等でご確認ください)
 - 病院等から請求される出産費用について、市から病院等に出産育児一時金を直接支払うことで、出産時に多額の費用を準備する必要がなくなる制度です。
 - 出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合は、差額を支給しますので、国保・年金課または各支所・出張所で申請してください。

● 申請に必要なもの

- 世帯主の印鑑、国保証、明細書、領収書、母子手帳または医師の証明、金融機関口座番号

● 葬祭費(★マイナンバーが必要です(先述))

- 葬儀を行った人に2万円を支給します。
 - 職場の健康保険などで葬祭費に相当する給付を受ける場合は支給できません。
- 申請に必要なもの
 - 葬儀執行人の印鑑、国保証、金融機関口座番号

 **国保・年金課 給付担当** 別館3F(5番窓口)
 948-6362  934-2631

はり・きゅうの料金は?

国保が指定したはり・きゅう治療院にかかる場合、料金の助成があります。国保証が必要です(助成額は、国保が直接針きゅう師に支払います)。

 **国保・年金課 総務・医療制度担当** 別館3F(6番窓口)
 948-6374  934-2631

手続き



国民健康保険


国民年金

日本国内に住所のある20歳～59歳のすべての人は国民年金に加入することになっています。年をとったり、病気やけがで障がい者になったり、あるいは配偶者が死亡して母子（父子）家庭になったときは、年金や一時金を受けられることがあります。

加入と保険料

国民年金に加入する人は？

国民年金に加入する人は、保険料の負担の仕方の違いなどから次の3種類に分かれます。

	20歳～59歳の人で自営業・農業、自由業などに従事している人および学生
第1号被保険者	任意加入者 ①海外に住んでいる20歳～69歳の人（65歳以上は制限あり） ②60歳～69歳の人（65歳以上は制限あり）
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者 各種共済組合の組合員など （いずれも個別に国民年金への加入手続きは不要です）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者 （20歳～59歳の人）

加入の手続き

- 20歳になったとき、退職したとき、健康保険の扶養からはずれたときなどは届け出が必要です。届け出を忘れると将来、年金を受け取ることができなくなることがありますから、十分に注意してください。
- 届け出に必要なものは年金手帳、本人確認できるもの、退職日が分かるもの（離職票など）、印鑑です。
- 第2号・第3号被保険者の手続きは事業主が直接年金事務所に届け出します。事業所にてご確認ください。

 **国保・年金課 年金担当** 別館3F（4番窓口）
☎ 948-6356 FAX 934-2631

国民年金保険料は？

¥	● 定額保険料 1カ月 16,490円 ● 付加保険料 1カ月 400円 （将来、より多くの老齢基礎年金を受けられるために希望して納める保険料で、申し込みが必要です）
第1号被保険者の保険料	
第2号被保険者の保険料	厚生年金・共済組合の保険料として給料から天引きされます
第3号被保険者の保険料	自分で保険料を納める必要はありません

- 第1号被保険者の保険料は、支払い方法によっては割引があります。下記までお問い合わせください。

 **国保・年金課 年金担当** 別館3F（4番窓口）
☎ 948-6356 FAX 934-2631

国民年金保険料の支払いが困難な人は？

● **免除制度（全額・4分の3・半額・4分の1）**
所得の減少や失業により、経済的に保険料の支払いが困難な人は、本人、配偶者、世帯主の所得が一定以下の場合、申請し承認を受ければ保険料の納付が一部または全部免除されます。

● **若年者の納付猶予制度（平成28年6月分まで）**
20歳～29歳の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料を納めることが猶予される制度があります。

● **納付猶予制度（平成28年7月分から）**
20歳～49歳の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料を納めることが猶予される制度があります。

● **学生納付特例制度**
学生本人の所得が一定以下の場合は、保険料を納めることが猶予される制度があります。申請には、学生であることを証明する書類が必要です。

※上記の制度を利用された方は、そのままにしておくとも将来受け取る老齢年金が減額されます。そのため、10年以内であればさかのぼって保険料を納付できる追納制度があります。また、住民税の申告または確定申告が必要な場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

 **国保・年金課 年金担当** 別館3F（4番窓口）
☎ 948-6356 FAX 934-2631

特別障害給付金は

障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に対して、福祉的措置により給付金が支給されます（一定の要件に該当していること）。

- 対象者**
- 平成3年3月以前の学生
 - 昭和61年3月以前の厚生年金保険等に加入していた人の配偶者
- 平成29年度 月額1級 51,400円
2級 41,120円
- ※支給調整あり

 **国保・年金課 年金担当** 別館3F（4番窓口）
☎ 948-6356 FAX 934-2631

手続き



国民年金



お問い合わせ



対象



手続き受付時間、定休日など



料金・支給額など



利用時間



休館・休園

国民年金給付の種類は？

種 類	年金が受けられる資格	年 金 額
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と保険料を免除された期間などの合計が25年以上（平成29年8月からは10年以上に短縮されます。）ある人が、65歳になったときから受けられます。 なお、60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできますが、この場合の年金額は、受けるときの年齢・年齢月に応じて一定の割合で減額されます。また、65歳から受けずに、70歳までの希望する月まで繰り下げして増額してもらうこともできます。（繰り上げ、繰り下げを行った場合、生涯減額または増額した額で変わりません。）	779,300円 (20歳から59歳までの40年間、保険料を納めた場合)
障害基礎年金 一定の要件に該当していること	国民年金に加入している間に病気・けがをして障がい者（国民年金法で定める障害の程度が2級以上）になったときに受けられます。また20歳前の障がいの人は、20歳になったときから受けられます。また、65歳までに初診日があり、認定日において国民年金法に定める程度に該当していれば65歳を過ぎても請求できる場合があります。 なお、生計を維持している18歳（18歳の誕生日後の3月31日までを含む）までの子ども、または20歳未満で1・2級の障がいの子どもがいるときは加算されます。	1級 974,125円 2級 779,300円 1人目・2人目は1人につき 224,300円 3人目以降は1人につき 74,800円
遺族基礎年金 一定の要件に該当していること	国民年金加入者や、加入したことのある人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者、または、子が受けられます。 「子」とは、18歳に達する年度末までの間の子（障がい者は20歳未満）のことをいいます。	779,300円 子どもに対する加算額は障害基礎年金と同じです
寡婦年金 一定の要件に該当していること	老齢基礎年金を受けられるはずの夫が、受ける前に亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上）に、60歳から65歳になるまで支給されます。	夫が受けるはずの老齢基礎年金額の4分の3
付 加 年 金	付加保険料（月額400円）を納めている人が受けられます（昭和61年4月1日からは、第1号被保険者だけがこの制度を利用できます。なお、これまでに納めた付加保険料は老齢基礎年金に加算されます）。	200円×付加保険料の納付月数
死亡一時金 一定の要件に該当していること	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金または、寡婦年金を受けられない場合に受けられます。 (保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の4分の1に相当する納付済月数を合算した月数)	36月以上180月未満 120,000円 180月以上240月未満 145,000円 240月以上300月未満 170,000円 300月以上360月未満 220,000円 360月以上420月未満 270,000円 420月以上 320,000円

※障害基礎年金（20歳前障害）を受給中の方は、前年の所得審査があり、所得の申告が必要な場合があります。

関連情報コーナー

●各種相談窓口（税金・年金）…………… 72 ページ

関連情報コーナー

●介護保険…………… 135 ページ
●障がい者福祉…………… 145 ページ

税 金

松山市では、市民の皆さんがスムーズな市民生活を送れるよう、さまざまな取り組みを行っています。

そして、その取り組みのために使われているのが税金です。皆さんが納めた税金は、市民の皆さんの快適な暮らしを支える大切な財源です。

市県民税は？

課税の対象となる人

1月1日現在、市内に住んでいる人や、市内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で市内に住んでいない人。ただし、次のいずれかに該当する人には課税されません。

- 前年中の所得が一定額以下の人
- 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、および寡婦（寡夫）で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人

手続き



税 金

● 申告をしなければならない人

1月1日現在、市内に住んでいる人で、前年中に所得のあった人は、3月15日までに申告してください。

ただし、次の人は申告する必要はありません。

- 勤務先からの給与支払報告書および年金支払者からの公的年金支払報告書が提出され、前年中に給与および公的年金以外に所得の無い人
- 税務署へ確定申告書を提出した人

※県民税は市が市民税と合わせて賦課徴収することになっており、税率、税額控除を除き、すべて市民税と同じ取り扱いとなっています。



市民税課 個人市民税担当 本館2F

☎ 948-6290

事業所税は？

事業所税は、一定規模を超える事業を行っている事業主に対して課税される税金です。

納める方は、(1)資産割が市内で使用する事業所等の床面積の合計が1,000㎡を超える規模で事業を行う法人又は個人(2)従業者割が市内の事業所等の従業者数の合計が100人を超える規模で事業を行う法人又は個人です。

税率は、資産割が事業所床面積1㎡につき税率600円、従業者割が従業者給与総額の0.25%です。



市民税課 法人担当 本館2F

☎ 948-6301

登録・変更は？

対象になる車	届け出先	申告に必要なもの	
原動機付自転車 ● 第1種 (50ccまで) ● 第2種乙 (50ccを超え90ccまで) ● 第2種甲 (90ccを超え125ccまで) 原付ミニカー (50ccまで) 小型特殊自動車 ● 農耕作業用 (乗用の刈り取り、脱穀作業用を含む) ● 特殊作業用	市役所 市民税課 ☎ 948-6302 北条支所 ☎ 993-4507 中島支所 ☎ 997-1842 ※北条・中島以外の各支所は廃車申告の取り次ぎのみを行っています	新規登録 ● 登録者の認め印 (名義変更の場合は、双方必要) ● 譲渡証明もしくは販売証明 (申請書内の該当欄に記載・押印か、別紙にて添付) ● 車台番号を確認できるもの ※名義変更の場合必要なし (下記のいずれか) ・現車 もしくは、石ずり (車台番号の上に紙をあて鉛筆などで写しとったもの) ・販売証明書 ・市町村で発行している証明書 ※身分証明書の提示を求める場合がありますので運転免許証などをご持参ください	名義変更 ● ナンバープレート (紛失の場合は申請書に理由を記載) ● 登録者の認め印
軽自動車 (2輪) ● 軽2輪 (125ccを超え250ccまで) ● 2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) 普通自動車 ● 660ccを超える全車両	四国運輸局 愛媛運輸支局 (森松町)	各申告に必要なものは、☎050-5540-2076へ音声ガイダンスにしたがって操作してください	
軽自動車 ● 3輪、4輪のもの (660ccまで)	軽自動車検査協会 (南高井町)	各申告に必要なものは、☎050-3816-3124へ	

法人市民税は？

法人に対する地方税 (法人市民税) には、均等割と法人税割があります。

$$\text{法人市民税額} = \text{均等割額} + \text{法人税割額}$$

納税義務者

納税義務がある法人等	法人市民税の区分	
	均等割	法人税割
市内に事務所または事業所がある法人	○	○
市内に寮、保養所等のみがある法人	○	×
市内に事務所、事業所または寮等がある法人でない会社または財団で、代表者等の定めのあるもの。	○	○
公益法人等	○	×



市民税課 法人担当 本館2F

☎ 948-6304

軽自動車税は？

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車などを所有している人に課税されます。



市民税課 諸税担当 本館2F

☎ 948-6302



税

金



お問い合わせ



対象



手続き受付時間、定休日など



料金・支給額など



利用時間



休館休園

固定資産税は？

土地、家屋、償却資産（事業のために使っている機械器具類など）を所有している人に課税されます。

課税の対象となる人

1月1日現在で、土地・建物登記簿、償却資産課税台帳または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録をされている人。

税額の計算方法

固定資産の評価は、固定資産の評価基準に基づき価格を決定し、課税標準額を算定します。

課税標準額×税率（1.4/100）＝税額

ただし、市内で同一人が所有している土地、家屋、償却資産ごとの課税標準額の合計額が、土地については30万円、家屋については20万円、償却資産については150万円に満たない場合には課税されません。

縦覧期間

地方税法により4月1日から4月20日、または、最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までとなっています（期間については、広報紙でお知らせします）。

縦覧のできる人は、納税者および代理権を有する代理人です。

 資産税課 土地担当 ☎ 948-6314 本館2F
 資産税課 家屋担当 ☎ 948-6319 本館2F

納期は？

（平成29年度）




税金の種類	納期				
	全期	1期	2期	3期	4期
市県民税（普通徴収）	—	6月	8月	10月	翌年1月
固定資産税	—	4月	7月	9月	12月
軽自動車税	5月	—			

種類	内容	窓口	手数料
市県民税課税（所得）証明	所得額・税額の証明、非課税の証明	納税課（本館2階4番窓口） 総合窓口センター（本館1階） 各支所 市民サービスセンター （松山三越7階・フジグラン松山別棟2階・いよてつ高島屋南館2階）	1通につき300円
納税証明	納税状況についての証明 ※法人市民税については、納税課（本館2階4番窓口）興居島支所、中島支所		1通につき300円
継続検査用納税証明	軽自動車税に未納がないことの証明（車検用）		無料
固定資産課税台帳記載事項証明	固定資産の評価額、税額相当額等に関する証明		1通につき300円
完納証明（松山市役所提出専用）	市税に滞納がないことの証明	個人、法人は納税課（本館2階4番窓口） 興居島支所・中島支所 個人は各支所出口出張所	1通につき300円
固定資産証明（無資産証明）	固定資産課税台帳（土地・家屋）に登録されていないことの証明	資産税課（本館2階8番窓口）のみ	1通につき300円

関連情報コーナー

●市役所・支所・出張所…………… 171 ページ

※口座振替・自動払込は、納期限に預貯金口座から自動的に引き落とされますので大変便利です。是非ご利用ください。

 納税課 収納管理担当 本館2F
 948-6271  934-1802

市税に関する証明は？

●申請に本人確認書類が必要です

① 確認書類1点の提示でよいもの

官公署等発行の顔写真つきの本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、国・県・市区町村職員証、宅地建物取引主任者証などの各種資格証、在留カードなど有効期限内のものに限る）

② 確認書類2点の提示が必要なもの

ア. 住民基本台帳カード（顔写真なし）、医療保険証、年金手帳・証書、介護保険証など（有効期限内のものに限る）

イ. 上記アの1点と次の中から1点を組み合わせたもの
 民間企業の社員証、学生証、官公署発行の本人宛郵便物など

●請求できる人

- 本人（同一世帯の親族、相続人、納税管理人などを含む）
- 本人が自署・押印した委任状、代理権授与通知書などを持参された人
- 法人の場合は、法人印が押印された委任状、代理権授与通知書などを持参された人

ただし、法人の代表者が申請する場合、商業登記簿または印鑑証明書（いずれも原本。交付から3ヶ月以内）で代表者が確認できれば、法人からの委任状、法人印の押印は不要です。

 納税課 証明担当 本館2F
 948-6299  934-1802

